

info
16

森林の立木を伐採するときは届出が必要です

- 対象となる森林 地域森林計画の対象となっている民有林（市内のほとんどの森林）であること
- 届出・報告時期
 - ・伐採前 → 伐採する90日前から30日前まで
 - ・伐採後 → 伐採が終わった日から30日以内
 - ・造林後 → 造林が終わった日から30日以内
- 届出をする方
 - ・所有する森林の立木を伐採するとき → 森林の所有者
 - ・買い受けた立木を伐採するとき → 森林の所有者と立木を買い受けた方の両者

※提出する書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※伐採したい森林が保安林の場合は、雄勝地域振興局農林部森づくり推進課（☎73-5112）へ問い合わせください。

問 農林課林務班（☎55-8569）



info
17

「林道などの占用(使用)」は許可が必要です

市には森林の整備や保全、林産物の搬出などを目的とした林道などが80路線以上あります。この林道などを占用（使用）するときは、あらかじめ市の許可を受けてください。

- 対 象 市が管理している林道、林業専用道（規格相当含む）、高能率作業道、その他作業道

- 申請時期 占用(使用)する20日前まで
- ※非常災害時や単に通行する場合は申請不要です。
- ※提出書類など詳細は市ホームページをご覧ください。

問 農林課林務班（☎55-8569）

info
19

湯沢市賃借料情報 (令和6年分)

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は下表のとおりです。

【田(水稻)の部】 単位：10a当たり

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
湯 沢	9,300円	18,100円	3,700円	1,215筆
稲 川	9,100円	15,000円	4,900円	457筆
雄 勝	9,000円	15,400円	3,300円	528筆
皆 瀬	10,000円	10,000円	10,000円	9筆

※金額は100円未満を切り捨て

【参考：田(水稻)の物納契約状況平均値】 単位：10a当たり

市全域	湯沢地域	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域
45 kg	53 kg	43 kg	49 kg	36 kg

※地区ごとの平均額は、市ホームページをご覧ください。
か、下記まで問い合わせください。

問 農業委員会事務局農地農務班（☎73-2138）

info
18

林野火災や原野火災にご注意ください

- たばこのポイ捨て、野焼きは、「絶対しない・させない」

4月・5月は林野火災などが多発する時期です。野焼きなどでのゴミ焼き行為は法律で禁止されていますので、絶対にしないでください。

- 林野・原野火災を起こさないために
 - ▷枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では火を使用しないようにしましょう
 - ▷バーベキューや花火などの火の取扱いには十分注意しましょう
 - ▷残火を確実に始末しましょう



問 農林課林務班（☎55-8569）